

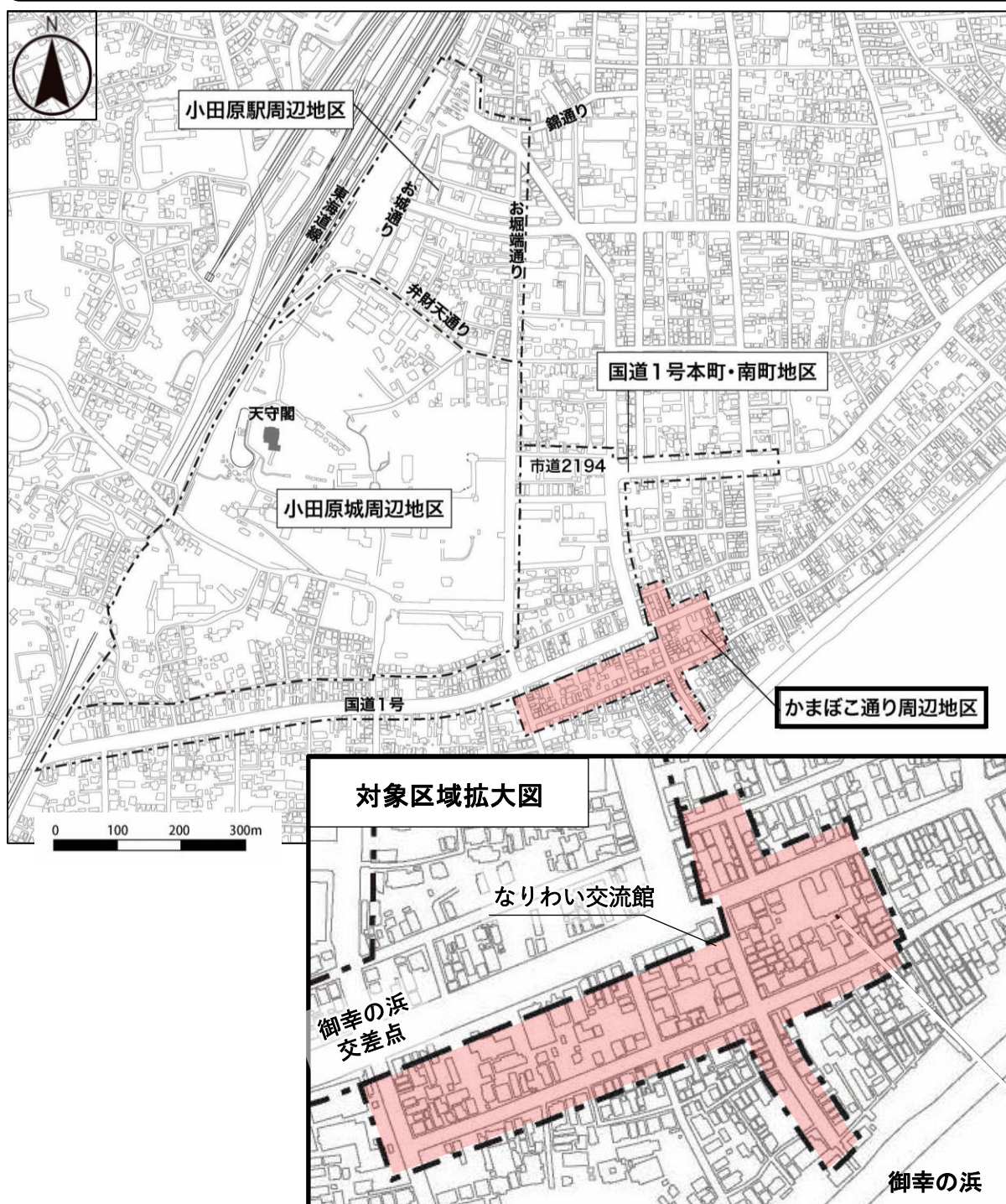
■小田原市景観計画について

～景観計画重点区域の追加～

1 地区名

かまぼこ通り周辺地区

2 景観計画重点区域の対象区域



3 景観形成の目標

小田原宿やなりわいの文化の風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観形成を図る。



4 景観形成の方針

- 水産加工店舗をはじめとした、出桁造の重厚な外観の歴史的建造物などを守り活かすとともに、これらの建造物と調和するまちなみを形成する。
- 商業施設や業務施設が多いエリアは、低層部ににぎわいが感じられる演出を施しつつ、住民や来訪者の交流が育まれるような店先の空間を演出する。
- 住宅が多いエリアは、宿場町の風情が残る落ち着きや心地よさを住む人々が感じられる空間を演出する。
- まちなかに緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。

景観形成のイメージ

- 低層建築物は、基本は勾配屋根とし、陸屋根等とする場合は周囲のまちなみと調和するよう外壁の頂部のつくりを工夫
- 建築設備や屋外階段が建築物と一体化した形態等による、整然としたまちなみを形成
- 建築物の外壁及び工作物の色彩は、暖色系色相の低彩度色を基調
- 駐車場を建築物の奥に配置する、又は、出入り口を絞る、緑化する



- 住宅の低層部は、住民の心地よい空間の創出や人々の交流の醸成、まちなみの連続性を確保するため、外壁の形態や意匠は、次に掲げる事項に取り組む。
- 塀や柵等は設けずに一定程度のゆとりある空間形成

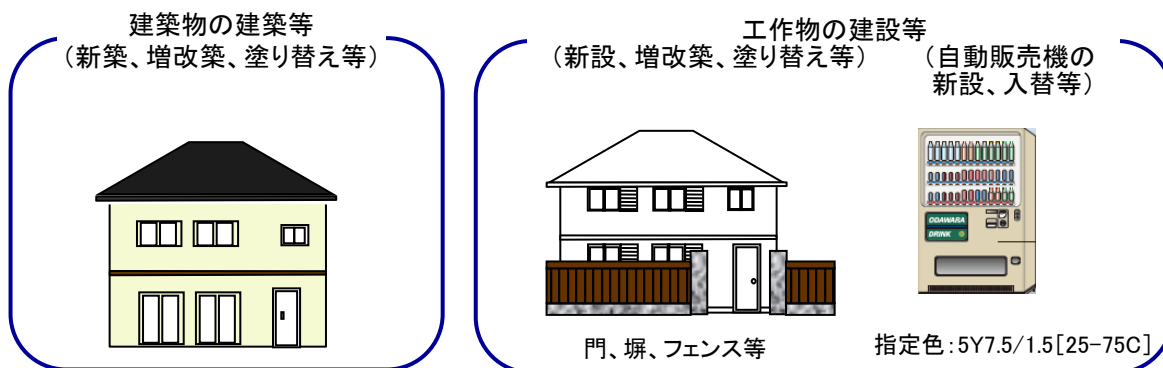
- 主要な交差点に面する敷地は、個性的なまちかどを演出
 - ・コーナー性を持たせた意匠
 - ・オープンスペースの確保
 - ・シンボルとなる樹木

- 店舗の低層部は、にぎわいのある空間等の創出
 - ・木材の活用
 - ・のれんや立て看板等の屋外広告物
 - ・プランター等の設置

5 行為の制限等

●届出が必要な行為

景観計画重点区域内での、すべての建築物の建築等や工作物の建設等は、景観法及び小田原市景観条例に基づく届出が必要になります。



※修繕、模様替又は色彩の変更で、変更部分の見付面積が10平方メートル未満のものは届出不要

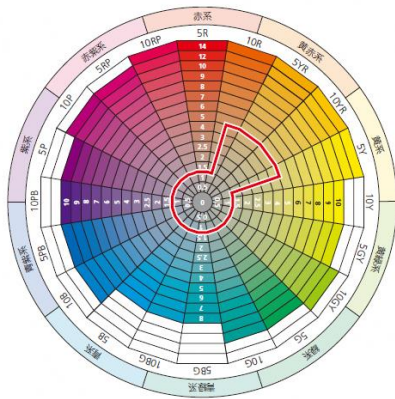
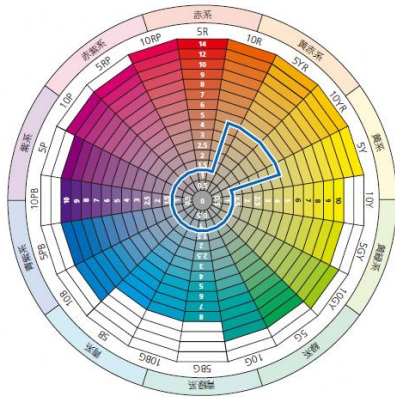
●行為の制限（建築物及び工作物の色彩）について（景観計画重点区域内）

対象	制 限																		
建築物 及び 工作物 の色彩 (日よけ テント 及び 自動販 売機を 除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1" data-bbox="384 734 1315 882"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>5以下とする。</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5以下とする。</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1" data-bbox="384 954 1315 1102"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>(制限なし)</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>(制限なし)</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。	上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。																	
上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。																	
使用する色相	明度	彩度																	
0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。																	
上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。																	
立体 駐車場	<p>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。</p>																		
建築 設備	<p>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>																		
自動 販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <p>・色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5</p>																		
日よけ テント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="384 1688 1289 1935"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>5以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td> <td>3以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。								
使用する色相	彩度																		
0.1R～10R	5以下とする。																		
0.1YR～5Y	6以下とする。																		
5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。																		
0.1BG～10B	3以下とする。																		

※行為の制限については、隣接する「国道1号本町・南町地区」との連続性を考慮し、同様の基準としております。

■行為の制限の解説

○建築物・工作物の色彩



- 建築物の外壁・工作物の基調色の使用可能範囲
- 建築物の屋根の基調色の使用可能範囲

○日よけテントの色彩

